

## 平成23年度 第2回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成23年6月30日（木）午後2時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：堂柿会長、三津橋委員、景井委員、住谷委員、蜂谷委員、岡田委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：佐々木建築課長、萩原建築課主査、武田建築課主任、木本建築課主任

説明員：齊藤ごみ対策課長

傍聴者：なし

<事務局長> 南 部長

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。それでは、只今より、平成23年度の第2回都市計画審議会を開催いたします。

本日は、小沼委員、宮原委員、より欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。

本日の案件は、前回の審議会で事前説明をさせていただきました、北海道許可となります、「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」、北海道知事より当審議会に付議がありましたのでご審議をお願いいたします。また、ご質問の内容によりましては、一部、建築課、ごみ対策課の担当より回答させていただくことがございますので、宜しく願いいたします。

また、前回の審議会において、「傍聴者からの感想・意見の提出」が無かった事をご報告いたします。

それでは会長、宜しくお願い致します。

<会長>

それでは、改めて「平成23年度 第2回 石狩市都市計画審議会」を開催いたします。本日の議題は、北海道知事から当審議会に付議がありました、北海道許可となります「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」に係る案件となっております。

それでは「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」、事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木課長>

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。建築課長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。また、本日は関係説明員といたしまして、前回に引き続きごみ対策課長の齊藤が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可申請案件につきまして、私からご説明させていただきます。

本案件は、現在、新港南で既に操業している廃棄物処理施設が、新たに一般廃棄物処理施設としての許可を受けることについて、許可権者の北海道知事が、本審議会に対し都市計画の視点からのご意見を伺うものあります。

初めに、前回と同じ説明となりますが、建築基準法第 51 条ただし書きとは、どういうものかについて簡単にご説明いたします。基本的に、都市計画区域内の市街化区域については用途地域が指定されており、建築基準法で、それぞれの用途地域において建築できる建築物を定めております。さらに周辺への影響が懸念されるものについては、建築基準法第 51 条の規定がありまして、汚物処理場、ごみ焼却場や今回の案件のような廃棄物処理施設はその敷地の位置を都市計画決定したものでなければ、原則、建設することは出来ません。

都市計画決定により、操業している例といたしましては、昨年 4 月にお諮りいたしました一般廃棄物のごみ焼却場がこれに該当いたします。

そして、この条文にはただし書きがございまして、特定行政庁である北海道知事が、都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可した場合はその限りではなく、建築可能となっております。本案件は、このただし書きに基づく許可申請がなされております。

ただし書き許可の事例といたしましては、2 年前の平成 21 年 7 月に、今回の申請者である株式会社マテックの廃タイヤの処理施設につきまして、当審議会においてお諮りをしております。

また、51 条ただし書き許可に基づく都市計画審議会の議についてであります。申請施設が産業廃棄物の処理施設であれば北海道、一般廃棄物の処理施設であれば石狩市の都市計画審議会の議を経るよう区分がなされております。

ここで言います、産業廃棄物と一般廃棄物についてですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、略して廃掃法と呼んでおりますが、産業廃棄物はこの法律で規定されており、例として、事業活動に伴って生じた廃棄物のうちの、廃油、廃プラスチック類、がれき、木くずなどが該当いたします。

また一般廃棄物につきましては、同じ法律に産業廃棄物以外の廃棄物と規定されており、例として、一般家庭から出るごみや木くずなどが該当します。同じ木くずでも、事業者から事業活動に伴って排出される場合は産業廃棄物となりますが、家庭から直接排出される場合は一般廃棄物として取り扱われます。

それでは、本案件についての説明に入らせていただきます。前回、5 月に事前協議書に沿って事前説明をさせていただいたところではありますが、今月の 13 日に申請者より正式に許可申請の提出がなされております。

今回の申請者は株式会社マテックで、平成 7 年に石狩市の新港南に支店を開設してから、産業廃棄物の処理や自動車リサイクル法に基づく分別、解体、リサイクルを手掛けて現在に至っております。

今回申請のありました一般廃棄物処理施設は、木くずなどを破砕する破砕施設と、固形燃料である R P F 製造に係る廃プラスチックなどの破砕施設及び R P F 製造施設でございます。

これらの施設は既に現在、許可を必要としない業務形態で稼働している施設であります。計画内容ですが、処理施設の余っている能力を利用して、石狩市民などから排出されるリサイクルできない古着や、木くずに該当する大型家具などを固形燃料などにリサイクルするための受入準備を進めることを目的としております。なお、これらの廃棄物は現在一般廃棄物として市が受入れておりますが、単純焼却や最終処分場に埋め立てられております。

そして、この計画内容により、処理施設自体は現在稼働している施設のまま変更はご

ざいせんが、法律の解釈上、一般廃棄物処理施設としての許可が必要となる点と、一般廃棄物処理施設に該当することに伴い、51 条許可対象敷地が今までの許可を取得してありました敷地より増加する点の2つの点により、今回、改めて許可の申請がなされております。

なお、これらの施設のほかに、北海道の都市計画審議会の議を経ることになる産業廃棄物処理施設の2施設も同時に申請されております。

申請敷地の概要でございますが、お手持ちの資料では5ページ、6ページになります。地番は石狩市新港南1丁目22番36、68、69、70で、石狩湾新港の後背地の工業団地に位置し、申請敷地面積は65,154.08㎡、都市計画区域内で用途地域は工業地域でございます。また、申請敷地を含めた周辺地域は特別工業地区という用途地域の上乗せ規制をしております、原則、住宅系の建築物は建てられない地区でございます。

今回の申請敷地の周辺も含めた施設の全体配置図です。水色で囲まれた敷地はマテック石狩支店の事務所と自動車解体工場です。緑色で囲まれた敷地が今回申請する敷地となっております。

緑色の敷地内には現在、アルファベット『A』の使用済み自動車を解体したあとに残る『残さ』を破碎してリサイクル原料を生産するASR資源化工場、『B』のタイヤ資源化工場、『C』と『E』は、建物はありませんが木くずなどの破碎機、『D』の『RPF』と言われる紙やプラスチックを原料とした固形燃料を製造する工場、『F』のOA機器等解体工場、『G』の『ELV』工場、これは使用済み自動車の解体工場であります。そして『H』は、ただ今建築工事中の希少金属回収工場がございます。

今回の申請内容のうち、まず申請に関わる施設についてご説明いたします。資料は7ページ、8ページになります。ご審議いただく一般廃棄物処理施設ですが、1つめは『C』の木くず等の破碎施設、施設番号では5番になります。2つめは『D』のRPF製造工場内の廃プラスチック類などの破碎施設とRPF製造施設、施設番号では6番となります。先ほどご説明させていただいたとおり、これらの施設は既に設置されて稼働している施設であります。なお、施設と呼んでおりますが、廃棄物等を処理する機械とさせていただいて結構です。

また、同時に許可申請される産業廃棄物処理施設については、『A』のASR資源化工場に施設番号2番と、『B』のタイヤ資源化工場内に施設番号7番の廃プラスチック類の破碎施設をそれぞれ増設又は新設することとなっております。これらについては北海道の都市計画審議会の管轄になります。

次に申請敷地についてご説明させていただきます。今現在、51条に係る敷地として許可を取得しているのは赤で囲われている敷地となっております。

そして隣接敷地にあり、今回一般廃棄物処理施設として51条の許可を取得するために申請する施設が青色で示しております。

ご覧のとおり、当初許可を取得している敷地の隣接地にこれらの申請施設があり、また、許可敷地内の施設と関連性があることから、許可に係る申請敷地を広げて、緑色で囲まれた敷地で今回改めて申請されております。

ここからは、許可申請施設について簡単にご説明をさせていただきます。資料は9ページから16ページになります。

まず、『C』で施設番号5番、木くずなどの破碎機についてご説明いたします。

配置図では青く囲んだ部分であります。この施設につきましては、建物は無く、破碎機

のみとなっており、現在は廃棄物には該当しない、業者から買取った木くずなどを破碎しております。

施設の最大処理能力は、1日あたり30.4トンで、今回の計画による増設等は無く、現在の施設のままで一般廃棄物を受け入れるための許可申請となっております。

破碎機の平面レイアウト図です。

投入口から投入し、1次破碎機、2次破碎機で破碎され、磁力選別機で金属を取り除いて木くずのみをトラックの荷台へ積み込みます。

破碎機の外観です。手前の1次破碎機で破碎され、続いて右奥側の2次破碎機でさらに破碎されます。トラックの荷台積み込み側からの全景写真です。写真には写っておりませんが、右側に1次破碎機があり、矢印のとおり2次破碎機で破碎されたのち、磁力選別機を通過してトラックに積み込まれます。なお、前回ご質問のありました、強風による木くずなどの飛散についてでございますが、申請者に確認したところ、搬入する木くずについては強風で飛散するような細かいものは無いこと、また、チップにした後は、コンベアでそのままトラックの荷台に受けてRPF工場内の保管場所に移していること、そして、破碎中においては、必要に応じて散水等の処置を行い、飛散防止に努めているとの説明を受けております。

木くずの破碎機の施設の説明については以上であります。次にRPF製造工場についてご説明いたします。

配置図では青く囲んだ部分であります。この建物内には廃プラスチック類や紙くず類を破碎する破碎機とRPFの製造施設があり、こちらも既に稼働しております。今回、一般廃棄物を取扱うことにより許可が必要となることから申請されるものであります。

最大処理能力は、破碎機が2台ありまして、あわせて1日あたり8.6トン、また、RPF製造施設も2台ありまして、あわせて1日あたり124.8トンとなっております。

これらの処理施設も木くずの破碎機同様増設等は無く、現在の施設のままで許可申請となっております。

RPF製造工場内の平面図です。

左上になりますが、青の丸で囲んだ場所に廃プラスチックや紙くず類を破碎する機械がございます。破碎したものを、下のピンクの丸で囲んだRPF製造施設に投入して、鉄類などを除去したあと圧縮成型されて、RPFが出来上がります。

工場の外観図です。建物は平成20年に完成しております。RPF製造工場内の破碎機の現状写真です。

上が主に紙くず類を破碎する破碎機、右側が主に廃プラスチック類の破碎機です。

RPFを製造する施設です。右上の写真が小規模の製造施設です。

もう1台は左側の写真の施設で、投入口に入れたあと、鉄類などを除去し、圧縮成型機本体で成型されて、RPF排出口から出来上がりのRPFがでてきます。

そして、スライドでは茶色で囲んでいるRPF保管スペースで保管されます。今回申請の一般廃棄物処理施設に係る部分をピックアップした作業工程のフローでございます。資料は17ページになります。

ピンクで囲われているものが原材料となるもので、木くずや木製家具類は木くず等の破碎施設で、小型家電の廃プラスチック類、紙くず類はRPF製造工場内の破碎施設でそれぞれ破碎されます。

そして、製造工場内の施設に持ち込まれ、ここで固形燃料のRPFが製造されまして、そのほとんどを苫小牧の製紙会社にボイラー燃料として供給しております。

搬入搬出経路についてですが、資料は18ページになります。搬入は主に緑色の矢印のとおり国道、道道を走行することを想定しております。市民も直接持ち込むことがありますので、この他のもあると思いますが多くはこの経路になると思います。

また、破碎処理された廃棄物を原材料として製造されました固形燃料につきましては、紫の矢印のとおり住宅街を通らずに国道337号を経由いたしまして、主に苫小牧市の製紙工場へ運ばれていきます。

今回の一般廃棄物処理施設の申請により、想定される一般廃棄物の搬入量は少量で、想定される搬入搬出車両の増加は1日あたり数台程度であるため、周辺への影響はほとんどないと考えております。

申請に対する市の考え方ではありますが、許可申請者におきましては今日まで周辺とのトラブルも特になく、周辺地権者に対し今回の施設計画の説明をして概ねの同意を得ております。

また、申請敷地につきましては用途地域を含めた土地利用の観点からも支障は無く、そして、将来受け入れが行われた場合、現在リサイクルできずに焼却、埋立て処分をしている古着や大型家具などが再利用されることは、市が目指す『再資源化によるごみの減量』や『循環型社会の構築』の実現と、市のごみ処理施設の負担軽減と埋立地の延命に貢献するものと考えておりますので、以上の点から、市といたしましては、今回の申請について特に支障が無いものと考えております。

以上で説明を終わらせて頂きます。敷地の位置について、都市計画上の視点からご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

< 会 長 >

はい。どうもありがとうございました。それでは質疑を受けたいと思います。ご意見、ご質問ありましたら、よろしく願いします。

< 蜂谷委員 >

前日もご説明あり概略は理解致しますが、石狩市内においてごみ処理行政に貢献したいという最後のご説明もありましたが、この申請にあたっての表現のなかで一般廃棄物については市内の一般廃棄物を目途とし市街からの搬入は考えられていないということですが、そこはどう担保できるのですか。市としてはどの様に考えられていますか。

< 斎藤課長 >

市外からの物に対する担保ということですが、基本的に一般廃棄物は廃掃法上、各自治体で処分するということが定められておりますので、市外からというのは考えておりません。実際、廃プラですとか木くずに関しても近隣市町村等はそれぞれで処分しておりますし、それをあえて石狩市内へ持ち込んでということになりますと自治体同士の協議も必要になってきます。各市町村で処理できるものをあえて受け入れるということは考えておりません。

< 佐々木課長 >

廃掃法違反ということになるのですか

< 齋藤課長 >

いえ、違反にはならないです。協議ということになります。

市外でそれぞれの自治体で処分できないということがありました時は、協議ということも考えられますが、実際は木くずや廃プラスチックはそれぞれの自治体がそれぞれで処分しておりますので市外からの受け入れについては考えておりません。

< 蜂谷委員 >

平成18年に北石狩衛生施設組合が解散されます。石狩市が現在の衛生センターを単独自治体として所有するということになりました。したがってごみ量そのものは組合に加入していた新篠津が抜けましたから、そのことによって当初の衛生センターの処理能力は十分にまかなえるということになったと思います。今回(株)マテックが企業として石狩市のごみ処理行政に貢献したいという意味はどのように理解したらいいのでしょうか。一般廃棄物については基本的には自治体が責任を負うというのが基本になっておりまして、昨年早来工営に続いて今回はマテックということで、連続して一般廃棄物の取り扱いをしたいと企業が申し出てきているということについてはどのように考えられていますか。

< 齋藤課長 >

早来工営に続いて今回マテックということですがけれども、今マテックで考えているのは小型家電などの廃プラスチック、木くず、たんす等を考えていまして、いわゆる再資源化ということで少しでもゴミを減量化する循環型社会への貢献ということでマテックからの申請は行政への貢献と考えています。

< 蜂谷委員 >

市の一般廃棄物以外の持ち込みについては、現在の法体系から一般廃棄物の処理についてはそれぞれの自治体が行うのが責任となっていることから、万が一、他の自治体から持ち込むということになれば、協議が必要になりそこで担保できるだろうということで理解致します。それから、もうひとつ、この会社が一般廃棄物を利用して廃棄物に対してリサイクルを行い、再資源化を図っていくという義務の一環として進めたいということだというご説明がありました。

私が心配しているのは一般廃棄物といえども、どんどん他の所から運び込んできて処理能力があるから、事業は量が多ければそれだけ利益が上がる訳ですから、その歯止めがきかなくなってしまうたら困るなという思いがあったのですが、その辺りは担保できるということですのでそのように理解しておきます。そのところは厳密にやっていただきたいと思っています。以上です。

< 会長 >

どうもありがとうございます。他に意見はありませんか。

《 「意見なし」の声 》

< 会長 >

他に意見が無いようですので、当付議案件の「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」は「妥当である」旨を答申しても宜しいでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

<会長>

それでは、そのように答申いたします。

文案については、私に一任させて頂きたいと思いますが、宜しいでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

<会 長>

それでは、今回の議事録の「確認・確定」については、会長の私と、景井委員で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、前回に引き続き、ご熱心な議論、貴重な意見、誠にありがとうございました。また、各委員におかれましては、現体制での審議会は本日が最後であります。皆様のご協力により、無事会長職を務めさせていただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。引き続き、事務局長の方から連絡事項がございます。

<事務局長>

都市計画審議会委員の任期満了についてですが、本日、6月30日をもちまして各委員の任期が満了となります。このことから、先ほど会長からお話がありましたが、現体制での審議会開催は本日が最後になるかと存じます。これまでの間、会長はじめ各委員の皆様には精力的なご審議、ご意見をいただき、本市のまちづくりに大変なご尽力を賜りましたことにつきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。私からは以上でございます。

<会長>

ありがとうございます。それでは本日の都市計画審議회를終了させて頂きます。

平成23年 7月21日議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 堂 柿 栄 輔

委 員 景 井 新 一